

# 経済産業省企業活動基本調査の 欠測値対応の検証について

令和3年12月15日  
経済産業省大臣官房調査統計グループ  
企業統計室

# 1. 経済産業省企業活動基本調査の概要（現行計画）

## 調査の目的

企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

## 調査の概要

### 調査実施者

経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室

### 調査範囲

次の産業に属する事業所を有する企業のうち、従業員50人以上かつ資本金額又は出資金額3千万円以上のもの

（日本標準産業分類の大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」（★）、「情報通信業」（★）、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」（★）、「不動産業、物品賃貸業」（★）、「学術研究、専門・技術サービス業」（★）、「宿泊業、飲食サービス業」（★）、「生活関連サービス業、娯楽業」（★）、「教育、学習支援業」（★）、「サービス業（他に分類されないもの）」（★）（★は一部の産業のみ対象）

### 調査事項

①企業の名称、所在地及び法人番号、②資本金額又は出資金額、③企業の設立形態及び設立時期、④直近1年間の組織再編行為の状況、⑤企業の決算月、⑥事業組織及び従業員数、⑦親会社、子会社・関連会社の状況、⑧資産・負債及び純資産並びに投資、⑨事業内容、⑩取引状況、⑪事業の外部委託の状況、⑫研究開発、能力開発、⑬技術の所有及び取引状況、⑭企業経営の方向

### 報告者数

約38,000  
(全数)

### 調査システム

経済産業省 - 民間事業者 - 報告者  
(郵送又はオンライン調査)

### 周期等

調査周期：毎年  
把握時点：3月31日現在  
調査の実施期間：5月～7月

### 公表

速報：調査実施期間終了後6か月後の月末まで  
確報：調査実施期間終了後の11か月後の月末まで

## 2. 審議結果報告書（統計精度検査関連分）報告書による提言

### 提言内容

経済産業省企業活動基本調査では、全部非回答は集計対象外とし、一部非回答に対しては様々な単一補完が行われている。

このうち、全体合計に対する影響度が1%未満の企業における一部非回答（取引状況（輸出・入）、外部委託の状況、技術所有の内訳などに多く発生）には0値補完が行われているが、当該対応は、過小推計につながる懸念もあることから、0値補完対応の検証について、第Ⅲ期基本計画（下表参照）において指摘されている企業系統計調査の見直しの検討状況を踏まえ、必要に応じて総務省の支援も得ながら、適宜シミュレーション等の検証を行うことが必要である。

表「第Ⅲ期基本計画」抜粋

| 具体的な措置、方策等  | 担当府省     | 実施時期                       |
|---|----------|----------------------------|
| 経済構造実態調査、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査及び中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。 | 総務省、関係府省 | 平成34年度(2022年度)までに一定の結論を得る。 |

# 3. 検討状況（その1）

## （1）調査研究事業の実施

- 第Ⅲ期基本計画に記載された企業系統計調査の見直しに対する検討のため、「令和4年以降の企業活動基本調査等の実施に関する調査研究」を令和2年度に実施し、有識者参加の研究会を開催。
- 調査研究事業においては、本統計調査結果の利活用にヒアリング等を行ったところ、調査事項について記入対象に該当しないため回答未記入なのか該当しているが無回答なのかが不明な項目もあり、未記入の実態（理由等）を明確にすべきとの指摘を受け、研究会においても無回答を減らすための工夫を検討することが必要と整理された。

## （2）実態把握の検討

- 上記(1)の研究会での整理を踏まえ、調査事項について記入対象に該当するか否かを明確化するため、以下の調査項目に関する見直しを行うこととし、
  - ・「取引状況」における、国際取引の有無について「有」の場合、その内容を選択する項目を、
  - ・「技術の所有及び取引状況」における、特許権等の所有の有無及び技術取引の「有・無」について選択する項目をそれぞれ追加した調査票案を作成。

（※）「4.（参考）令和4年調査項目新旧対照表」参照

## 3. 検討状況（その2）

### （3）調査計画の変更申請の承認

- 令和4年以降の本調査の実施については、経済構造実態調査との同時・統一の実施の実現による報告者負担の軽減等により効率的な実施とする調査計画の変更申請（3.（2）で作成した調査票案含む）を令和3年5月に行い、同年同月に統計委員会に諮問され、同年7月の答申を得て、同年8月に総務大臣の承認を得たところ。

### （4）今後の予定

- 調査計画の変更後に実施する令和4年以降の調査結果によって、当該調査項目が記入対象に該当するか否かを明確化した上で、その結果を踏まえて、0値補完対応について必要な検証を行う予定。
- なお、検証は可能な限り複数年の結果の実績を踏まえた上で行うべきと考えており、単年度の結果だけで結論を出すことは精度検証上、慎重に対応したい。
- 既に記入対象として該当するか否かの選択枝が存在している「外部委託の状況」についてのゼロ値補完検証については、他の調査項目と同様に利活用状況も考慮の上、必要性も踏まえた見直しの対象として令和4年調査以降の調査計画の変更を検討してきたところ。  
そのため、ゼロ値補完の検証は「取引状況」、「技術所有の内訳」の調査項目と同様、経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一の実施により報告者の負担軽減措置も実施した上で、記入状況を精査する必要があると考えている。

# 4. (参考) 令和4年調査項目新旧対照表

| 変更後  | 変更前  | 説明  |
|--|--|---|
| <p>6取引状況</p> <p>(1) 国際取引の有無<br/>最近決算期間の国際取引について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。</p> <p>1. 国際取引があった (a～dで該当する記号にすべて○)<br/> a. モノの輸出があった ⇒ (2)で「輸出額」も記入<br/> b. モノの輸入があった ⇒ (3)で「輸入額」も記入<br/> c. モノ以外の取引(受取金額)があった ⇒ (4)の受取金額を記入<br/> d. モノ以外の取引(支払金額)があった ⇒ (4)の支払金額を記入</p> <p>2. 国際取引はなかった ⇒ 7へ</p>  | <p>6取引状況</p> <p>(新設)</p>                       | <p>記入対象に該当するかどうかを明確にするため、国際取引の有無、有の場合その内容を選択する項目を追加するもの。</p>            |
| <p>9技術の所有及び取引状況</p> <p>(1) 特許権等の所有、使用状況無<br/>①貴社で所有している特許権・実用新案権・意匠権がありますか。<br/>該当する番号に1つだけ○を付けてください。</p> <p>1. 特許権・実用新案権・意匠権がある ⇒ ②を記入<br/>2. 特許権・実用新案権・意匠権はない ⇒ (2)へ</p> <p>(2) 技術取引<br/>①貴社で所有している特許権・実用新案権・意匠権がありますか。<br/>該当する番号に1つだけ○を付けてください。</p> <p>1. 受取と支払の両方があった ⇒ ②受取金額及び③支払金額を記入<br/>2. 受取はあったが支払はなかった ⇒ ②受取金額のみを記入<br/>3. 受取はなかったが支払はあった ⇒ ③支払金額のみを記入<br/>4. 受取と支払のいずれもなかった ⇒ 10へ</p> | <p>9技術の所有及び取引状況</p> <p>(新設)</p><br><p>(新設)</p> | <p>記入対象に該当するかどうかを明確にするため、(1)特許権等の所有有無及び(2)技術取引の有無について選択する項目を追加するもの。</p> |

# 5. (参考) 公的統計の整備に関する基本的な計画 <第Ⅲ期基本計画> (令和2年6月2日閣議決定)

## 第2 公的統計の整備に関する事項

### 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

#### (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

##### イ サービス産業・企業関連統計の改善・整備

(ウ) 令和元年度（2019年度）から実施予定の経済構造実態調査については、費用項目を把握する必要があることから、一部事業所も対象に実施されるものの、主として企業を対象とした統計調査として実施されることが想定される。このため、関係府省は、報告者負担の抑制を図る観点から、経済構造実態調査と、産業横断的に企業の活動実態を把握する経済産業省企業活動基本調査（基幹統計調査）及び法人企業統計調査（基幹統計調査）並びに業種別に企業の活動実態を把握する建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。（後略）